

東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

| | |
|-----|----------------|
| | 平成 6年 9月 30日 |
| | 交 通 局 公 告 |
| 改 正 | 平成 7年 2月 9日 |
| | 平成 7年 3月 30日 |
| | 平成 9年 7月 10日 |
| | 平成 10年 4月 1日 |
| | 平成 11年 3月 31日 |
| | 平成 12年 3月 31日 |
| | 平成 14年 5月 30日 |
| | 平成 16年 9月 30日 |
| | 平成 17年 11月 25日 |
| | 平成 20年 6月 17日 |
| | 平成 22年 7月 16日 |
| | 平成 25年 9月 20日 |

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常必要とする期間をいう。

- (3) 処理機関 窓口事務を処理する機関をいう。
- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常必要とする日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に必要とする日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に必要とする日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|----------|---------------------|--|-----------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|---|
| 交通局 1 | 行政財産の使用許可 | 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 | 資産運用部資産活用課及び事業 開発課 | 45 | | | 1 | 審査及び委員会付議 |
| 交通局 2 | 公文書の開示請求 | 東京都情報公開条例第 5 条 | 総務部お客様サービス課 | 14 | | | 2 | 条例第 12 条で処理期間 を規定（翌日から起算 し、土・日を含む。） |
| 交通局 3 | 保有個人情報の開示請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 12 条第 1 項 | 総務部お客様サービス課 | 14 | | | 2 | 条例第 14 条で処理期間 を規定（翌日から起算 し、土・日を含む。） |
| 交通局 4 | 保有個人情報の訂正請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 18 条第 1 項 | 総務部お客様サービス課 | 30 | | | 2 | 条例第 20 条で処理期間 を規定（翌日から起算 し、土・日を含む。） |
| 交通局 5 | 保有個人情報の利用停止請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 21 条の 3 第 1 項 | 総務部お客様サービス課 | 30 | | | 2 | 条例第 21 条の 6 で処理期 間を規定（翌日から起算 し、土・日を含む。） |
| 交通局 6 | 通学定期乗車券発行学校の認定 | 東京都電車条例施行規程第 6 条、東京都乗 合自動車条例施行規程第 6 条、東京都地下 高速電車旅客営業規程第 11 条、東京都日 暮里・舎人ライナー条例施行規程第 13 条 | 総務部総務課 | 7 | | | 3 | |
| 交通局 7 | 工事实績等の証明 | 東京都事務手数料条例第 2 条 | 総務部総務課 | 7 | | | 3 | |
| 交通局 8 | 実習用通学定期乗車券の発売承 認 | 東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱第 81 条ほか | 電車部営業課 | 10 | | | 3 | |
| 交通局 9 | 移転資金の融資あっせん | 東京都交通局所管の事業の施行に伴う移 転資金融資あっせん規程第 5 条 | 建設工務部管理課 | 10 | | | 3 | |

東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

平成6年9月30日
水道局公告
改正
平成7年3月30日
平成8年3月29日
平成9年7月10日
平成10年4月1日
平成11年3月31日
平成12年3月31日
平成14年6月27日
平成15年5月30日
平成16年9月30日
平成18年6月1日
平成19年5月31日
平成20年6月17日
平成22年7月16日
平成27年9月18日
平成28年9月16日

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。

- (3) 処理機関 窓口事務を処理する部課（東京都水道局分課規程（昭和27年東京都水道局管理規程第5号。以下「分課規程」という。）第1条第1項に規定する各部課をいう。）又は事業機関（分課規程第5条に規定する事業機関をいう。）をいう。
- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

- 第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。
- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|-----------|---|-----------------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-----------------------------------|
| 水道局 1 | 行政財産の使用許可（建物） | 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 | 経理部管理課 | 60 | | | 1 | 審査及び委員会付議 |
| 水道局 2 | 行政財産の使用許可（土地） | 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 | 経理部管理課 | 60 | | | 1 | 審査及び委員会付議 |
| 水道局 3 | 行政財産の使用料の減免（建物） | 東京都水道局固定資産規程第 40 条 | 経理部管理課 | 60 | | | 2 | 審査及び委員会付議 |
| 水道局 4 | 行政財産の使用料の減免（土地） | 東京都水道局固定資産規程第 40 条 | 経理部管理課 | 60 | | | 2 | 審査及び委員会付議 |
| 水道局 5 | 公文書の開示及び公文書の任意的な開示 | 東京都情報公開条例第 5 条 | サービス推進部サービス推進課 | 14 | | | 2 | 条例第 12 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。） |
| 水道局 6 | 保有個人情報の開示請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 12 条第 1 項 | サービス推進部サービス推進課 | 14 | | | 2 | 条例第 14 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。） |
| 水道局 7 | 保有個人情報の訂正請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 18 条第 1 項 | サービス推進部サービス推進課 | 30 | | | 2 | 条例第 20 条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。） |
| 水道局 8 | 給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認（承認事項の変更の承認を含む。） | 東京都給水条例第 4 条第 1 項 | 支所、給水管理事務所、給水事務所 | 3 | | | 2 | |
| 水道局 9 | 給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認（承認事項の変更の承認を含む。） | 東京都工業用水道条例第 7 条の 2 第 1 項 | 支所 | 3 | | | 2 | |
| 水道局 10 | 給水装置工事完了後の届出 | 東京都給水条例第 4 条第 2 項 | 支所、給水管理事務所、給水事務所 | 20 | | | 3 | |
| 水道局 11 | 給水装置工事完了後の届出 | 東京都工業用水道条例第 7 条の 2 第 2 項 | 支所 | 20 | | | 3 | |
| 水道局 12 | 東京都指定給水装置工事事業者の指定 | 東京都給水条例第 6 条 | 給水部給水課 | 30 | | | 2 | |
| 水道局 13 | 東京都指定給水装置工事事業者の指定事業者証の交付（再交付を含む。） | 東京都給水条例第 6 条の 2 | 給水部給水課 | 1 | | | 2 | |
| 水道局 14 | 東京都指定給水装置工事事業者に係る諸届（事業所の名称等の変更、事業の廃止・休止・再開） | 東京都指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 1 項 | 給水部給水課 | 1 | | | 3 | |
| 水道局 15 | 基本水量の変更の承諾 | 東京都工業用水道条例第 7 条第 1 項 | 浄水部管理課 | 20 | | | 2 | |
| 水道局 16 | 給水装置工事の設計審査及び工事検査 | 東京都給水条例第 6 条第 2 項 | 支所、給水管理事務所、給水事務所 | 20 | | | 2 | |

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|-----------|--|-----------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|---------|
| 水道局 17 | 給水装置工事の設計審査及び工 事検査 | 東京都工業用水道条例第8条第2項 | 支所 | 20 | | | 2 | |
| 水道局 18 | 道路下等の給水装置用材料の指 定・指定の取消し、都が認証す る給水装置用材料の認証 | 東京都給水条例第6条の4第1項 | 給水部給水課 | 60 | | | 2 | |
| 水道局 19 | 給水契約の申込み | 東京都給水条例第13条 | 給水管理事務所、営業所、給水事 務所 | 1 | | | 3 | |
| 水道局 20 | 給水契約の申込み | 東京都工業用水道条例第5条、第6条 | 浄水部管理課 | 15 | | | 2 | |
| 水道局 21 | 各種届出(使用中止、使用者名 義変更、管理人の選定・変更、 メータ損傷・亡失、受水タンク 以下装置の量水器の設置) | 東京都給水条例第14条第2項、第15条、 第16条、第19条 | 支所、給水管理事務所、営業所、 給水事務所 | 1 | | | 3 | |
| 水道局 22 | 各種届出(使用中止、使用者名 義変更、メーター損傷・亡失) | 東京都工業用水道条例第5条第3項、第 16条、第19条 | サービス推進部業務課 | 1 | | | 3 | |
| 水道局 23 | 共同住宅扱い適用 | 東京都給水条例第23条の4 | 給水管理事務所、営業所、給水事 務所 | 5 | | | 3 | |
| 水道局 24 | 住宅店舗併用扱い適用 | 東京都給水条例第23条の6 | 給水管理事務所、営業所、給水事 務所 | 5 | | | 3 | |
| 水道局 25 | 料金又は手数料の減免 | 東京都給水条例第30条第1項 | 給水管理事務所、営業所、給水事 務所 | 5 | | | 2 | |
| 水道局 26 | 料金又は手数料の減免 | 東京都工業用水道条例第28条 | サービス推進部業務課 | 5 | | | 2 | |
| 水道局 27 | 料金の減免 | 東京都給水条例第30条第2項 | 給水管理事務所、営業所、給水事 務所 | 1 | | | 2 | |
| 水道局 28 | 施行承認、設計審査等の確認 | 東京都給水条例第32条の2第1項 | 支所、給水管理事務所、給水事務 所 | 20 | | | 2 | |
| 水道局 29 | 施行承認、設計審査等の確認 | 東京都工業用水道条例第32条の2第1項 | 支所 | 20 | | | 2 | |
| 水道局 30 | 工事設計書の情報提供 | | サービス推進部サービス推進課 | 14 | | | 3 | 土・日を含む。 |

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

| | | |
|----|-------------|------------|
| | 平成6年9月30日 | |
| | 下水道局公告 | |
| 改正 | 平成7年3月30日 | 平成18年6月1日 |
| | 平成8年3月29日 | 平成18年8月1日 |
| | 平成9年7月10日 | 平成19年5月31日 |
| | 平成11年3月31日 | 平成20年6月17日 |
| | 平成12年3月31日 | 平成22年7月16日 |
| | 平成13年3月30日 | 平成23年7月28日 |
| | 平成14年5月30日 | 平成24年9月14日 |
| | 平成15年5月30日 | 平成25年9月20日 |
| | 平成16年9月30日 | 平成26年9月12日 |
| | 平成17年11月25日 | 平成28年9月16日 |

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する部（東京都下水道局分課規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第1号。以下「分課規程」という。）第1条第1項に定める部及び東京都下水道局流域下水道本部処務規程（昭和49年東京都下水道局管理規程第17号）第2条第1項に定める部をいう。）、所（分課規程第5条に定める事業機関のうち下水道事務所、水再生センター（森ヶ崎水再生センターに限る。）及び基幹施設再構築事務所をいう。）、課（分課規程第1条第1項

に定める課並びに東京都下水道局流域下水道本部処務規程第2条第1項、東京都下水道局下水道事務所処務規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第4号）第2条第1項及び東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第5号）第2条第1項に定める課をいう。）をいう。

- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|------------|----------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|----------------------------------|
| 下水道局 1 | 公文書の開示請求 | 東京都情報公開条例第5条 | 総務部広報サービス課、流域下水道本部管理部管理課 | 14 | | | 2 | 条例第12条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 2 | 保有個人情報の開示請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第12条第1項 | 総務部広報サービス課、流域下水道本部管理部管理課 | 14 | | | 2 | 条例第14条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 3 | 保有個人情報の訂正請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第18条第1項 | 総務部広報サービス課、流域下水道本部管理部管理課 | 30 | | | 2 | 条例第20条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 4 | 保有個人情報の利用停止請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第21条の3第1項 | 総務部広報サービス課、流域下水道本部管理部管理課 | 30 | | | 2 | 条例第21条の6で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 5 | 保有特定個人情報の開示請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第26条第1項 | 総務部広報サービス課 | 14 | | | 2 | 条例第28条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 6 | 保有特定個人情報の訂正請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第35条第1項 | 総務部広報サービス課 | 30 | | | 2 | 条例第38条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 7 | 保有特定個人情報の利用停止請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第41条第1項 | 総務部広報サービス課 | 30 | | | 2 | 条例第44条で処理期間を規定（翌日から起算し土・日を含む。） |
| 下水道局 8 | 行政財産の使用許可 | 地方自治法第238条の4第7項 | 経理部資産運用課、流域下水道本部管理部用地課 | 40 | | | 1 | 支障の有無の確認及び委員会の審議が必要のため |
| 下水道局 9 | 使用水量の減量認定 | 東京都下水道条例第17条第2項 | 経理部業務管理課、下水道事務所 | 20 | | | 2 | |
| 下水道局 10 | 料金の減免 | 東京都下水道条例第20条第1項 | 経理部業務管理課、下水道事務所 | 5 | | | 2 | |
| 下水道局 11 | 料金の減免 | 東京都下水道条例第20条第2項 | 経理部業務管理課、下水道事務所 | 1 | | | 2 | |
| 下水道局 12 | 排水設備設置義務免除 | 下水道法第10条第1項 | 下水道事務所 | 40 | | | 1 | |
| 下水道局 13 | 東京都指定排水設備工事事業者の指定 | 東京都下水道条例第7条、第7条の2第1項、第2項 | 施設管理部排水設備課 | 30 | | | 2 | 申請の受付から東京都指定排水設備工事事業者証交付まで |
| 下水道局 14 | 東京都指定排水設備工事事業者の指定の更新 | 東京都下水道条例第7条の2第3項 | 施設管理部排水設備課 | 30 | | | 2 | |
| 下水道局 15 | 東京都指定排水設備工事事業者証の再交付 | 東京都下水道条例第7条の4第2項 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 2 | |
| 下水道局 16 | 排水設備工事責任技術者の登録 | 東京都下水道条例第7条の7、第7条の8 | 施設管理部排水設備課 | 30 | | | 2 | 申請の受付から排水設備工事責任技術者証交付まで |

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|------------|---|-------------------------------|---------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-----------------------------------|
| 下水道局 17 | 排水設備工事責任技術者の登録 の更新 | 東京都下水道条例第7条の8 | 施設管理部排水設備課 | 30 | | | 2 | |
| 下水道局 18 | 排水設備工事責任技術者証の再 交付 | 東京都下水道条例第7条の9第2項 | 施設管理部排水設備課 | 20 | | | 2 | |
| 下水道局 19 | 東京都指定排水設備工事事業者 変更届 | 東京都指定排水設備工事事業者規程第6条 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 20 | 東京都指定排水設備工事事業者 廃業届 | 東京都指定排水設備工事事業者規程第6条 第4項 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 21 | 排水設備工事責任技術者専任・ 専任解除届 | 東京都指定排水設備工事事業者規程第6条 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 22 | 排水設備工事責任技術者変更届 | 東京都指定排水設備工事事業者規程第11 条 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 23 | 排水設備工事責任技術者登録抹 消申請 | 東京都指定排水設備工事事業者規程第11 条第3項 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 24 | 水質管理責任者資格講習(甲) | 東京都下水道条例施行規程第7条の4 | 施設管理部排水設備課 | 35 | | | 3 | 講習の申込みから修了 証交付まで |
| 下水道局 25 | 水質管理責任者資格講習(乙) | 東京都下水道条例施行規程第7条の4 | 施設管理部排水設備課 | 1 | | | 3 | 講習の申込みから修了 証交付まで |
| 下水道局 26 | 水質管理責任者資格講習修了証 明 | | 施設管理部排水設備課 | 5 | | | 3 | |
| 下水道局 27 | 下水道台帳閲覧 | 下水道法第23条第3項 | 施設管理部管路管理課 | 1 | | | 3 | ホームページによる閲 覧が平成17年4月1日 から可能 |
| 下水道局 28 | 公共事業の施行に伴う移転資金 貸付 | 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例第 5条 | 流域下水道本部管理部用地課 | 15 | | | 3 | |
| 下水道局 29 | 公共事業の施行に伴う移転資金 貸付契約 | 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例第 7条 | 流域下水道本部管理部用地課 | 30 | | | 3 | |
| 下水道局 30 | 公共事業の施行に伴う移転資金 貸付に係る債務弁済及び抵当権 設定 | 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例第 15条 | 流域下水道本部管理部用地課 | 20 | | | 3 | |
| 下水道局 31 | 公共事業の施行に伴う移転資金 貸付に係る火災保険の質権設定 承認(新規、更新) | 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例第 16条第1項 | 流域下水道本部管理部用地課 | 30 | | | 3 | 保険会社に委託してい るものについては20日 間 |
| 下水道局 32 | 公共事業の施行に伴う移転資金 貸付年末残高証明 | 租税特別措置法施行令第26条の3第1項 | 流域下水道本部管理部用地課 | 5 | | | 3 | |
| 下水道局 33 | 公共下水道管理者以外の者の行 う維持・工事 | 下水道法第16条 | 下水道事務所 | 60 | | | 1 | 既設の下水道設備との 調整が必要 |
| 下水道局 34 | 公共下水道使用開始(変更)届 | 下水道法第11条の2 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 35 | 特定施設及び除害施設の設置 (使用)届 | 下水道法第12条の3ほか | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|------------|---------------------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-------------------------|
| 下水道局 36 | 特定施設及び除害施設の変更届 | 下水道法第 12 条の 4 ほか | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 37 | 特定施設及び除害施設の実施制限期間の短縮 | 下水道法第 12 条の 6 第 2 項ほか | 下水道事務所 | 30 | | | 3 | 一定の条件を満たす業種、施設の場合は 10 日 |
| 下水道局 38 | 特定施設及び除害施設の氏名変更等及び使用廃止届 | 下水道法第 12 条の 7 ほか | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 39 | 特定施設及び除害施設の承継届 | 下水道法第 12 条の 8 第 3 項ほか | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 40 | 特定施設及び除害施設の工事完了届 | 東京都下水道条例施行規程第 7 条 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 41 | 水質管理責任者の選任等届 | 東京都下水道条例第 7 条の 16 第 1 項 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 42 | 水質事故発生事業場の事故届 | 下水道法第 12 条の 9 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 43 | 水質事故発生事業場の事故再発防止措置完了届 | | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 44 | 水質事故発生事業場の事故再発防止措置計画届 | | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 45 | 排水設備新設等の計画届 | 東京都下水道条例第 4 条 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 46 | 排水設備計画の変更、中止届 | 東京都下水道条例第 4 条 | 下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 47 | 公共ます設置 | 東京都下水道条例第 24 条 | 下水道事務所 | 30 | | | 3 | 一定の条件を満たすことが必要 |
| 下水道局 48 | 水洗便所助成金交付申請 | 東京都下水道局水洗便所助成規程第 5 条 | 下水道事務所 | 10 | | | 3 | |
| 下水道局 49 | 大量排水協議 | 下水道法第 19 条 | 下水道事務所 | 180 | | | 3 | 既設の下水道施設との調整が必要 |
| 下水道局 50 | 公共下水道の管理者の同意等 | 都市計画法第 32 条 | 下水道事務所 | 180 | | | 3 | 既設の下水道施設との調整が必要 |
| 下水道局 51 | 公共下水道使用届 | 東京都下水道条例第 8 条、第 12 条第 1 項、第 17 条の 3 | 経理部業務管理課、下水道事務所 | 1 | | | 3 | |
| 下水道局 52 | 公共下水道の一時使用届 | 東京都下水道条例第 8 条 | 下水道事務所 | 1 | 出張所 | 1 | 3 | |
| 下水道局 53 | 管理人選定・変更届等の届出及び共同住宅扱い適用申請 | 東京都下水道条例第 12 条第 2 項 | 経理部業務管理課 | 1 | | | 3 | 工業用水のみ |
| 下水道局 54 | 公共下水道への固着申請 | 下水道法第 24 条 | 下水道事務所 | 7 | 出張所 | 4 | 1 | 既設下水道施設との調整が必要 |

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

東京都教育委員会の窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

| | | |
|----|------------|-------------|
| | 平成6年9月30日 | |
| | 教育委員会公告 | |
| 改正 | 平成7年3月30日 | 平成17年11月25日 |
| | 平成8年3月29日 | 平成18年6月1日 |
| | 平成9年7月10日 | 平成19年5月31日 |
| | 平成11年3月31日 | 平成20年6月17日 |
| | 平成12年3月31日 | 平成22年7月16日 |
| | 平成13年3月30日 | 平成23年7月28日 |
| | 平成14年5月30日 | 平成24年9月14日 |
| | 平成15年5月30日 | 平成27年9月18日 |
| | 平成16年9月30日 | 平成28年9月16日 |
| | | 平成29年11月17日 |

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する教育庁、教育事務所、教育庁出張所、

事業所及び都立学校をいう。

- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数
 - (3) 経由機関又は受付機関が大島出張所、三宅出張所、八丈出張所である場合の処理機関への申請等に係る書類等の運搬に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|-----------|-----------------------|--|----------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-------------------------------------|
| 教育庁 1 | 教育委員会会議傍聴受付 | 東京都教育委員会会議規則第 29 条 | 総務部教育政策課 | 1 | | | 3 | |
| 教育庁 2 | 公文書開示請求 | 東京都情報公開条例第 5 条 | 総務部総務課 | 14 | | | 2 | 条例第 12 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 3 | 保有個人情報開示請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 12 条第 1 項 | 総務部総務課 | 14 | | | 2 | 条例第 14 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 4 | 保有個人情報訂正請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 18 条第 1 項 | 総務部総務課 | 30 | | | 2 | 条例第 20 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 5 | 保有個人情報利用停止請求 | 東京都個人情報の保護に関する条例第 21 条の 3 第 1 項 | 総務部総務課 | 30 | | | 2 | 条例第 21 条の 6 で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 6 | 保有特定個人情報開示請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第 26 条第 1 項 | 総務部総務課 | 14 | | | 2 | 条例第 28 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 7 | 保有特定個人情報訂正請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第 35 条第 1 項 | 総務部総務課 | 30 | | | 2 | 条例第 38 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 8 | 保有特定個人情報利用停止請求 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例第 41 条第 1 項 | 総務部総務課 | 30 | | | 2 | 条例第 44 条で処理期間を規定（翌日から起算し土日を含む。） |
| 教育庁 9 | 行政財産の使用許可 | 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 | 総務部契約管財課 | 60 | | | 1 | 付議機関における調査・審議に日数を要する。 |
| 教育庁 10 | 都立高校入試相談受付 | | 都立学校教育部高等学校教育課 | 1 | | | 3 | 都立高校入試相談コーナー |
| 教育庁 11 | 区域外就学の承諾（特別支援学校） | 学校教育法施行令第 17 条 | 都立学校教育部特別支援教育課 | 10 | | | 1 | |
| 教育庁 12 | 障害のある幼児及び児童・生徒の就学相談受付 | 学校教育法施行令第 18 条の 2、東京都就学相談員の設置に関する規則第 2 条 | 指導部特別支援教育指導課 | 1 | | | 3 | |
| 教育庁 13 | 普通免許状の授与 | 教育職員免許法第 5 条第 1 項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 14 | 特別免許状の授与 | 教育職員免許法第 5 条第 3 項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 15 | 臨時免許状の授与 | 教育職員免許法第 5 条第 6 項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 16 | 免許状の書換え又は再交付 | 教育職員免許法第 15 条 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処 理 機 関 | 標 準 処 理 期 間 (日) | 経 由 機 関 又 は 受 付 機 関 | 経 由 日 数 (標 準 処 理 期 間 内 の 日 数) | 区 分 | 備 考 |
|-----------|-------------------------|--|------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|-----|--|
| 教育庁 17 | 教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与 | 教育職員免許法第16条の2第1項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 18 | 免許外教科担任の許可 | 教育職員免許法附則第2項 | 人事部選考課 | 7 | | | 1 | |
| 教育庁 19 | 教育職員免許状授与証明 | 教育職員免許状に関する規則第43条 | 人事部選考課 | 1 | | | 3 | |
| 教育庁 20 | 教育職員免許状の有効期間の更新 | 教育職員免許法第9条の2第1項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 21 | 教育職員免許状の有効期間の延長 | 教育職員免許法第9条の2第5項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 22 | 教育職員免許状の更新講習修了確認 | 教育職員免許法附則第2条第2項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 23 | 教育職員免許状の修了確認期限の延期 | 教育職員免許法附則第2条第4項 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 24 | 教育職員免許状の更新講習受講免除 | 教育職員免許法附則第2条第5項括弧書 | 人事部選考課 | 28 | | | 1 | |
| 教育庁 25 | 給付を受ける権利の裁定 | 恩給法第12条 | 福利厚生部給付貸付課 | 20 | | | 1 | ただし、次の場合は80日 ・本人に対する恩給 ・重度障害者に対する扶助料 |
| 教育庁 26 | 給付を受ける権利の裁定 | 東京都恩給条例第11条 | 福利厚生部給付貸付課 | 20 | | | 2 | ただし、次の場合は80日 ・本人に対する恩給 ・重度障害者に対する扶助料 |
| 教育庁 27 | 博物館の登録 | 博物館法第10条 | 地域教育支援部管理課 | 30 | | | 1 | |
| 教育庁 28 | 博物館相当施設の指定 | 博物館法第29条 | 地域教育支援部管理課 | 30 | | | 1 | |
| 教育庁 29 | 重要文化財の現状変更等の許可 | 文化財保護法第43条第1項、第184条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第3項第1号 | 地域教育支援部管理課 | 50 | 区市町村 | 区市町村の定める 経由日数 | 1 | |

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|-----------|----------------------|---|------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-----|
| 教育庁 30 | 所有者等以外による重要文化財の公開の許可 | 文化財保護法第 53 条第 1 項、第 184 条第 1 項第 4 号、文化財保護法施行令第 5 条第 3 項第 2 号 | 地域教育支援部管理課 | 20 | 区市町村 | 区市町村の定める経由日数 | 1 | |
| 教育庁 31 | 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 | 文化財保護法第 125 条第 1 項、第 184 条第 1 項第 2 号、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号 | 地域教育支援部管理課 | 50 | 町村 | 町村の定める経由日数 | 1 | |
| 教育庁 32 | 古式銃砲及び刀剣類の登録 | 銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 1 項 | 地域教育支援部管理課 | 1 | | | 1 | |
| 教育庁 33 | 美術刀剣類の製作の承認 | 銃砲刀剣類所持等取締法第 18 条の 2 第 1 項 | 地域教育支援部管理課 | 2 | | | 1 | |
| 教育庁 34 | 現状変更等の許可 | 東京都文化財保護条例第 14 条第 1 項 | 地域教育支援部管理課 | 50 | | | 2 | |
| 教育庁 35 | 古式銃砲及び刀剣類登録証の再交付 | 銃砲刀剣類所持等取締法第 15 条第 2 項 | 地域教育支援部管理課 | 1 | | | 3 | |
| 教育庁 36 | 指定書の再交付 | 東京都文化財保護条例施行規則第 4 条 | 地域教育支援部管理課 | 20 | | | 3 | |
| 教育庁 37 | 指定書の書換え | 東京都文化財保護条例施行規則第 5 条 | 地域教育支援部管理課 | 20 | | | 3 | |
| 教育庁 38 | 視覚障害者サービス室の利用 | 東京都立図書館館則第 7 条 | 東京都立中央図書館 | 1 | | | 2 | |
| 教育庁 39 | 利用者の行う図書館資料の複製許可 | 東京都立図書館館則第 8 条 | 東京都立中央図書館 | 2 | | | 2 | |
| 教育庁 40 | 利用者の行う図書館資料の複製許可 | 東京都立図書館館則第 8 条 | 東京都立多摩図書館 | 2 | | | 2 | |
| 教育庁 41 | 視聴覚資料の利用 | 東京都立図書館館則第 14 条 | 東京都立多摩図書館 | 1 | | | 2 | |
| 教育庁 42 | 視覚障害者の音訳室利用 | 東京都立図書館館則第 13 条第 2 項 | 東京都立多摩図書館 | 1 | | | 2 | |
| 教育庁 43 | 多摩図書館セミナールームの使用承認 | 東京都立図書館条例第 7 条、東京都立図書館館則第 16 条、第 17 条 | 東京都立多摩図書館 | 1 | | | 2 | |
| 教育庁 44 | 多摩図書館セミナールームの使用料の減免 | 東京都立図書館条例第 14 条、東京都立図書館館則第 21 条 | 東京都立多摩図書館 | 1 | | | 2 | |
| 教育庁 45 | 都立学校公開講座受講受付 | | 都立学校 | 3 | | | 3 | |
| 教育庁 46 | 都立学校体育施設開放事業団体登録 | | 都立学校 | 3 | | | 3 | |
| 教育庁 47 | 都立高等学校等授業料の分納又は減免 | 東京都立学校の授業料等徴収条例第 5 条、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 4 条 | 都立学校 | 10 | | | 2 | |

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

| 所 管 局 | 事 務 名 | 根 拠 法 令 等 | 処理機関 | 標準処理 期間 (日) | 経由機関 又は 受付機関 | 経由日数 (標準処理期 間内の日数) | 区分 | 備 考 |
|-----------|--------------------------------|---|----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------------|----|-----------------|
| 教育庁 48 | 卒業証明書交付 | 東京都立学校の授業料等徴収条例第2条第1項第7号 | 都立学校 | 1 | | | 3 | |
| 教育庁 49 | 修了証明書、成績証明書、単位 修得証明書及び調査書交付 | 東京都立学校の授業料等徴収条例第2条第1項第7号 | 都立学校 | 7 | | | 3 | 在学中の者に対する交付を除く。 |
| 教育庁 50 | 都立高等学校及び都立中等教育 学校入学料の減額又は免除 | 東京都立学校の授業料等徴収条例第5条、 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則 第6条 | 都立高等学校、都立中等教育学 校 | 10 | | | 2 | |
| 教育庁 51 | 都立高等学校寄宿舎使用料の分 納又は減免 | 東京都立高等学校の寄宿舎使用料徴収条 例第5条、東京都立高等学校の寄宿舎使 用料徴収条例施行規則第4条 | 都立大島海洋国際高等学校、都 立小笠原高等学校 | 10 | | | 2 | |

東京都人事委員会の許認可等事務の標準処理期間に関する要綱

平成7年3月30日
人事委員会公告
改正 平成11年3月31日
平成12年3月31日
平成20年6月17日
平成22年7月16日

(目的)

第1条 この要綱は、許認可等事務の標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 許認可等事務を処理する東京都人事委員会処務規則（昭和51年東京都人事委員会規則第6号）第1条に規定する東京

都人事委員会事務局をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関の事務所に到達した日から起算して当該処理機関が当該申請に対する処分をする日までの日数とする。

2 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
- (2) 申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その許認可等事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。